

砂川市訓令第47号

令和6年11月29日

砂川市国民健康保険一部負担金免除等実施要項の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

( 別 紙 )

## 砂川市国民健康保険一部負担金免除等実施要綱の一部を改正する訓令

砂川市国民健康保険一部負担金免除等実施要綱（令和3年訓令第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「6月」を「6月（ただし、急患その他緊急やむを得ない特別の理由がある者は、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）」に改める。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、前条の急患その他緊急やむを得ない特別の理由がある者に係る徴収猶予については、当該申請書を提出することができるに至った後、直ちにこれを提出すれば差し支えないものとする。

第10条第4項中「証明書を被保険者証に添えて、当該保険医療機関等に」を「当該保険医療機関等において法に規定する被保険者であることの確認を受けるとともに、証明書を」に改める。

別記第1号様式、別記第3号様式、別記第5号様式から別記第8号様式まで及び別記第10号様式を次のように改める。

### 附 則

この訓令は、令和6年12月2日から施行する。

# 一部負担金免除等申請書

年 月 日

砂川市長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

世帯主氏名 \_\_\_\_\_ 個人番号 \_\_\_\_\_

次のとおり申請します。

被保険者記号・番号	砂川・		
療養の給付を受ける者の氏名		生年 月日	年 月 日
個人番号			
世帯主氏名			
傷病名		発病又は負傷年月日	
		年 月 日	
医療機関名称			
期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
事 由			

# 意見書

被保険者記号・番号	砂川・				
氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
傷病名					
治療開始年月日	年 月 日				
治療見込み期間	日間				
治療費見込み総額					
特記事項					
<p>上記のとおり治療の必要を認めます。</p> <p>年 月 日</p> <p>医療機関 所在地 〒 ー</p> <p>名称</p> <p>担当医師氏名</p>					

〒 ー

年 月 日

様

砂川市長

印

## 一部負担金免除等承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった事項について審査した結果、次の通り承認したので通知します。

被保険者記号・番号	砂川・		
療養の給付を受ける者の氏名		生年 月日	年 月 日
世帯主	住所		
	氏名		
傷病名			発病又は負傷年月日
			年 月 日
期間	年 月 日 から		年 月 日 まで
区分	免除 ・ 徴収猶予		

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に北海道国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、砂川市長を被告として（訴訟において砂川市を代表する者は砂川市長となります。）提起することができます（裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 一部負担金免除等証明書

被保険者記号・番号	砂川・		
療養の給付を受ける者の 氏名		生年 月日	年 月 日
世 帯 主	住所		
	氏名		
傷 病 名			発病又は負傷年月日
			年 月 日
期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
区 分	免除 ・ 徴収猶予		

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

砂川市長

印

〒      ー

年      月      日

様

砂川市長

印

## 一部負担金免除等申請却下通知書

年      月      日付けで申請のあった事項について審査した結果、次の通り申請却下としたので通知します。

被保険者記号・番号	砂川・		
療養の給付を受ける者の氏名		生年 月日	年      月      日
世帯主	住所		
	氏名		
申請却下の理由			

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に北海道国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、砂川市長を被告として（訴訟において砂川市を代表する者は砂川市長となります。）提起することができます（裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- （1）審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

〒 ー

年 月 日

様

砂川市長

印

## 一部負担金免除等取消通知書

年 月 日付けで承認決定した一部負担金免除等について、次の通り取り消したので通知します。

被保険者記号・番号	砂川・		
療養の給付を受ける者の 氏名		生年 月日	年 月 日
世 帯 主	住所		
	氏名		
取消年月日	年 月 日		
取 消 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
取 消 区 分	免除 ・ 徴収猶予		
取 消 理 由			

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に北海道国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、砂川市長を被告として（訴訟において砂川市を代表する者は砂川市長となります。）提起することができます（裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- （1）審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。



〒      ー

年    月    日

様

砂川市長

印

## 一部負担金償還払決定通知書

一部負担金について、次の通り償還払いを決定したので通知します。

被保険者記号・番号	砂川・	
世帯主	住所	
	氏名	
支給決定額	円	

償還払先口座

金融機関	銀行・信金 農協・労金	支店 支所
口座番号	( 普通・当座 )	
ふりがな		
口座名義人		

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に北海道国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、砂川市長を被告として（訴訟において砂川市を代表する者は砂川市長となります。）提起することができます（裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。